

参議院 商工委員会 會議録 第十号

昭和三十七年三月八日(木曜日)  
午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君  
理事 赤間 文三君  
綱木 幸弘君  
中田 吉雄君

委員 上原 正吉君  
大泉 寛三君  
岸田 幸雄君  
小林 英三君  
鈴木 万平君  
吉武 恵市君  
近藤 信一君  
吉田 法晴君  
田畑 金光君

國務大臣 佐藤 榮作君  
通商産業大臣 木村 三男君  
政府委員 北海道開発庁 総務監理官 大川 光三君  
通商産業 政務次官 塚本 敏夫君  
通商産業 臣官房長 大堀 弘君  
中小企業庁長官 小田橋貞壽君  
事務局側 常任委員 会専門員

説明員 北海道開発 庁事務次官 熊本 政晴君

本日の會議に付した案件

○商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、前回質疑を終局いたしました商工組合中央金庫法等の一部改正法律案及び中小企業信用保険法の一部改正法律案の討論、採決を行ないました後、本院先議の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び北海道地下資源開発株式会社法の一部改正法律案の質疑を行ないます。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに前回の委員会において質疑を終局しておりますので、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武藤常介君) 別に御発言がなければ、両案の討論は終局したものと認めます。

これより順次採決いたします。

まず、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました二案については本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましましては、慣例により委員長に御一任を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記起こし。

○近藤信一君 中小企業団体の組織に関する法律案は、その成立の過程から

して多くの問題といきさつをもった法律であることは大臣も御存じのことと思ひます。この法律が生まれるときは衆議院先議で、それが参議院で継続審査となりまして、それから次の国会で参議院が可決して再び衆議院へ送付されて成立したという過程があるわけなんです。今回これを参議院先議とされたゆえんというものは一体どこにあるのか、この点まずお尋ねをいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは申すまでもないことですが、国会のほうで参議院先議ということにおきまなうたように私もよく了解しておりますが、もとよりこれは衆参両院どちらで先議なさるか国会のほうの御都合でおきめ願っておるわけでございます。予算のような特別の法律案は別でございますが、この種のものは。

○近藤信一君 今度この改正では予算が伴わないということとこちらのほうが先議ということになったようにも思われるわけですが、本来ならばこれは一つの重要法案として、いろいろとこれが成立した過程においては問題があつた法案でございますから、私としては衆議院先議のほうが妥当じゃなかったかというふうに思うわけなんです。

それから、今、中小企業で最も問題になっているのは中小企業基本法、これはわが党も近く国会へ提案する手はずになっておりますが、まあ自民党でもその準備を進めておられましたか、

今度これを政府が提案されるというふうにも聞いておるわけですが、今までの佐藤通産大臣の言明によりましますと、政府案を提出するともとれるし、またこれ、むしろかたいというふうにも思われるわけなんです。政府が出さない場合に与党の案を提出するということも考えられるわけなんです。それからもう一つは、これは今中小企業基本法を今国会で成立させてもらいたいという中小企業の要望も非常に強いわけなんです。この点いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま中小企業基本法の取り扱い方について政府の見通しというのか、所信のほどはどうか、こういうお尋ねでございます。私昨年通産大臣を拝命いたしましたと同時に、中小企業問題をぜひとも取り上げたいということで、就任後当初に実は申し上げたのでございまして、かような点をなぜ私が申し上げたかと申しますと、申すまでもなく、経済の高度成長、いわゆる倍増計画というものが進んで参りますし、また自由化がどんどん進んで参ります。これらの二つの基礎的な事柄を考えますと、そうでなくとも問題の多い中小企業の業界でございますから、一そうそういう二つの新しいものが進むという場合において、どうしても中小企業のあり方について取り組まなければならぬ、かように思ひまして、就任当初に中小企業問題をとり上げる、こういうことを実は公表いたしましたのでございまして。いわば

私の公約みたようなものでございませう。与党ももちろんただいま申し上げるような点について、ぜひともこの問題を取り上げたいということでありまして、またただいまお話がございませう。に、社会党においても民主社会党においても、同様にこの問題は、大へんだというので、それぞれの立場から検討しておられる、かように伺っております。

ところでいろいろ取り組んでみますと、事務局も過去の資料等十分持つておりますが、なかなかこれをまとめる上での困難の問題が多いのでありまして、ことにこの中小企業はいわゆる通産省本来の所管業界ばかりではございませんで、各省にまたがる業種、これをまとめる一つの基本的なあり方を考えてゆく、また省によりましては、いわゆる中小企業自身ではございませんで、たとえば労務の確保の問題であるとか、あるいは社会保険制度の充実の問題であるとか、こういうことを考えると、労働省あるいは厚生省の関係がございまして、また税の問題になれば、中央は大蔵省、地方は自治省、こういうことになりまして、各省の協力を得ないと実はこの基本法案なるものができ上がらないわけでありまして、内容が複雑であり、同時に関係を持つ各省が多岐であります。したがって、いわゆる中小企業基本法案、その必要性はよく理解がございませうが、これを御審議を願うまでの法案に仕上げる、そのための準備には非常な努力を要するものでございませう。今日まで就任以来いろいろ努力をして参りましたが、なかなか政府としてこれなら御審議を願えるというものにまだ

到達いたしておりません。社会党さんや、あるいは民社党の原案等も、正式のルートではないのでございませうが、一応私どものほうにも入っておりますので、検討をいたしておりますが、同時に与党におきましても、政調会において一案を作ったのでございませう。中小企業基本法案なるものを与党の手によりまして一つ案ができて参りました。この案を先月通産省へ持ち込まれて、本来この種の法律案は重要法案である、そういう意味から政府自身が提案するのが本筋だろう、政府はいろいろむずかしい問題が多いといつてなかなか原案を与党に示してくれないので、自分のほうが一歩先に進んだから、この案を一つ検討してみたい、そうしてこの案で賛成できれば政府提案されるのだから、さきことである、こういうような話を実は持ち込まれております。そこで私も各条項について検討を重ねておりますが、まだ皆様方にこれでご審議を願うという、そういう結論にまで達しておりません。

ところでどうも国会期も進んで参りますし、政府といたしましては、大体国会に法律案を提案すべき最終閣議を三月二十七日という一応のめどをつけております。私が与党の政調会等とお話をいたしました際は、この案をいかにするか、一つ大急ぎで検討する、三月の半ばくらいには党のほうと会合を持ち得るようにはございませう、こういうことを実は申し上げて事務局も督促し、事務局は土曜、日曜を返上して、それで実は中身の検討をいろいろしてあるというのが現状でございませう。また関係各省の協力を得るような手段等もとって参りました。しかしただいまま

で、私どもの与党で考えておりますもの、これは申すまでもなく、いわゆる中小企業の基本法でございませうから、まあ憲法にも抵触するようなものでありませうけれども、問題はやはり行政官庁といたしましては、その中身を盛つたものであつてほしい、まあ一部はすでに団体法その他で、将来とも基本法の線と合致すると考えられるものもございませうけれども、さらに一般的に基本的な原則を立てるとすれば、政府全体といひますか、各省の協力、言いかえましますと、具体的な中小企業基本法の内容をなす単独法といひますか、それぞれに関連する法律案なども用意する必要があります、かように考えますが、ただいまの段階ではなかなかそこまで行きかねるのではないかと、かように実は思つておる次第でございませう。これは国会を通じて、与党の方々にまただいま申し上げたような点を御披露して、さらに御鞭撻を願ひたいと、かように考えております。

大へん要領を得ないようなお話を申し上げて恐縮でございませうが、率直に実情をこの機会に申し上げ、ただ政府の決意のほど並びに所信のほどは、その提案の時期がどうなるかと、そういうことでゆるがせにしておるものではない、この点は御了承いただきたいと思ひますが、おそらく関係された方々がこの法律案と取り組めば取り組むほど、そのむずかしさを御理解いただいておりますらうと思ひます。ちようど政府もその点にぶつかつておるといふ実情でございませう。で、ただいまのところ、したがって、いつ提案するかというのをまだ申し上げる結論に達しておらない次第でございませう。

○近藤信一君 今大臣も答弁の中に言われておりましたように、その基本法は関連法案が非常にたくさんあるわけなんです、この基本法がもし今国会に出されたとしても、私はこれが成立するということには時間的な関係で非常にむずかしいんじゃないかと、こういうふうに思ふのですが、大臣その点いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) これは私どもが申し上げるよりも、御審議いただきます皆様方のほうが成否は掌中に握つておられる、かように考えております。政府といたしましては、提案する以上、法案の成立を期するということは、これはもう問題のないこととございませう。出て参りましたら、どうかぜひ成立させようという御協力願ひたいと思ひます。

○近藤信一君 これは重要法案で、中小企業にとつては非常に大きな問題だと思ふのです。で、この重要法案が今なお固まっていけないということは、国会にまだ出されていらないということ、私は、私ども審議の過程からいひましても、時間的な問題でなかなか困難じゃないかと思ふ。ところが一方においては、中小企業の諸君は、何とか早くこの法律案を成立させたいと思ふ、うかという陳情もあるわけなんです。政府はもう少し熱意をもつて、重要法案であるならば、これはもつと、国会

が召集されましたならば、直ちに準備して出す方法を考えたならば、私はよかつたのではないかと、こういうふうに思ふのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 中小企業の方々が心から希望しておられることもよくわかりませう。私ども就任早々から決意はいたしましたが、問題は非常にむずかしいといふことは当初から承知いたしておりましたので、早く成立することも一つの業界の願望であるに違ひないと思ひますけれども、同時に、形も大事だが内容の充実、これこそが真に業界でも希望しておられること、そういうふうに思ひますので、そういう意味の努力をしているというのが現状でございませう。私、業界の方々といろいろお目にかかつてお話を聞いております。できるだけ早くしてくれという強い要望はございませう、ことに農業基本法などできた後でありますだけに、一そう中小企業としては、一体どうなるのか、こういう焦燥の感のあることはわかりますが、同時にまた、よくお話をいたしますと、政府側の気持はよくわかる、まあ一つしつかりやつて下さいということ、最後には激励されて別れておるといふ実情でございませう、私は今までのところ、政府が熱意がないとか、あるいは与党がこういう問題について十分掘り下げておらないとか、こういう批判はないのでありまして、政府並びに与党一体となつて、この重要法案と取り組めという鞭撻を心から受けておるようには思ひます。そういう意味で、私どもはせっかく努力しておる最中でございませう。

○近藤信一君 基本法が、大臣の先ほ

どからの答弁でいきますと、今与党と相談して何とか出すような動きにあるわけですね。そういったしますと、たゞいま提案されておきます団体法、団体組織法との関係は一体どうなるのか。おそらく基本法の中でも中小企業の組織については規定されているだろうし、その中でどういうように規定するかによって、あるいは今ここで審議しようとするこの法律案は再度改正をしなければならぬというような結果にもなるんじゃないか。だから基本法案の構想があつて、その線に合せて今度のこの団体法改正案というものが提出されておるのかどうか。それとも、今後提出される基本法案とは無関係に団体法改正案というものが提出されているのかどうか、この点をお尋ねしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど来申し上げますように、中小企業基本法制定の急務であり、また喫緊であることは、結論がどうあると、同じように国会内の各党の共通の問題だろうと思ひます。

ところで、先ほど来申し上げますように、基本法の困難さ、これはもう関係された方々はひとしく当面しておられるだろうと思ひます。ところが、この中小企業の業界において、今日まで問題になつておる点がそれぞれあるわけでございます。その問題になつておることは、同時に基本法のねらいといひますか、解決するねらいでございますが、基本法の制定がおくれた場合に、問題点をそれまで預けておくことがいいのか、あるいはその部分だけでも片づけておいたらどうだろうか、こういうことを考えてみたわけでございます。

す。今回御審議をいただいておりますものは、これは申すまでもなく、いわゆる団体についての長い間の要望であつた不況要件の撤廃、こういう問題が長い間の業界の要望でございます。それに、この一事だけでもこの際取り上げることが、自由化の進んでおる際、あるいは経済が拡大しておる際必要ではないか、こういうことで、特に不況という問題があるにかかわらず、別な法律の御修正を願ひ、その御審議をお願いしたわけでありまして。私は、将来基本法ができましても、この業界の長い間の懸案事項、要望事項というものは、その線でやはり基本法は取り上げるに違ひない、かように考えますので、今御審議をいただきますことは、根本的な問題から見ても矛盾するとは実は考えておらないのであります。

ただ基本法の内容もわからないのに先に進んだら困りはせぬかというところでありますが、とにかく、不況要件の撤廃ということが業界の長い間の御要望でございますから、とりあえずそういう御要望に沿う改正をすることが私どもの仕事のようと思ひますし、また要望であるばかりでなく、今の自由化の進んでおる、あるいは経済拡大状況にあるものにおきましては、中小企業強化のためにこのことは必要だ、そういう積極性をも持つておる、かように考へて改正案を提案しておるわけであり

○近藤信一君 中小企業政策というものは、これはいつも通産大臣が問題にされる重点的な問題なんで、特にそういう関係から今度また基本法というふうなものも考えられておるわけなんです。基本法と関係があるということ

でございますならば、基本法を先に提へ出して、そしてそれに付属する法案——もちろん基本法の中にも組織法も考えられておられます。だから、そういう点から考えまして、この団体組織法というものの改正というものをその後に出してもいいじゃないかというふうに私は考えるんですが、その点いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 問題は、先ほど近藤さんが御指摘になりましたように、今時分基本法を出したら、せいぜい継続審議になるのがやまやまじゃないか、成立はせぬだろう、こういうような御指摘でございましたが、これは国会の皆さま方の掌中にあることには違ひございませんが、基本法というやうな大事な大きな問題を審議するとは当然でございます。ただいま御審議願ひその範囲の個々の問題であれば、おそらく短期間の御審議で片がつくんじゃないか、かように思ひますし、これが長い間の業界の要望であり、その必要性が認められれば、やはりできるものからでもとにかくやるべきである、これが前進ではないか、かように思ふのであります。ここらはひとつ基本法のほうではみな片づけて一緒くたにやれ、こういうものもつづいておけば基本法が必ず出るだろうという見方もあります。基本法ができるまでは、業界の要望がそれでは不都合だといつてもそれに改正が加わらぬ、こういうことにもなりますので、このところはやっぱり一つずつでも片づけて、あと戻りあるいは手戻りにならないことなら進めてやるのが行政の本来じゃないか、かように思ひます。

○近藤信一君 それと言ひますのは、私は、基本法がもし出されて、これが成立すると、また団体法、団体組織法の改正案というものをやらなければならぬじゃないか、二重の手間がかかるんです。こういうことになるが、その点はどうか考へておられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは、おそらく今私どもはこの線で大体いくだろうとかやうに見通しをつけておりますから、手戻りにはならないと思ひますが、いろいろ中小企業の問題として、あるいは特殊な団体法が必要だとかやうなこともありましようし、そういうものごときさらにそれと関連していろいろあります。先ほどお話が出ておりますように、基本法ができれば関連法律が三、四十件になるだろうという、そういうものに関連を持つことは、これは必ず持つだろうと思ひます。しかし、その精神が全然別な方向へ行くのだと困りますけれども、そうでない筋のものなら、私は一日も早くこしらえて、一歩々々でも業界の問題を片づけるというのが望ましい姿じゃないか、かように思ふ次第でございます。

○近藤信一君 いずれにいたしまして、基本法の審議ということになれば、近いうちにあると私は思ふのですが、大臣からの先ほどの答弁からいいますと、そのときに基本法の線に沿つて団体法のまた大幅な改正が行なわれると私は予想をするわけなんです。そのときまでに団体法を現行のまま置いていくということは、何かそこに一つの障害でもあるのか、それとも早急に基本法が成立する前に団体法だけでも改正をしていかなければならない

のか、その理由が私はわからないのですが、団体法をなぜ急いで改正しなければならぬか。こういう点いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは、まあ先ほど申しますように、自由化が進み、あるいは経済の拡大、その意味から見ると、中小企業を強化する、こういう四囲の条件があるわけでございます。すなわち、これが私どもが急ぐ一つの理由であります。ところが、これを業界、業者側から見ますと、業者側もすでにこの点を指摘しておるわけですね。せっかく団体法ができてるけれども、その活動内容が限られておる。これも特殊な場合でなければできない。これでは自分たちの保護のために作られた団体法が、組織をおくしたり、あるいは活動をなすにばらばらしているじゃないか、この点をぜひ緩和しろという強い要望も来ておる。これまた近藤さんなどの御承知のとおりであります。そういう、業界も心から望み、私どもも考へましても、さもありなん、あるだろうと考へられるですね。今の団体組織、それにさらに一歩前進といひますか、組織の要因を、そうしてまた活動の範囲を拡大していく、こういうことが実は望ましいじゃないか。ことに商業者、弱者について団体の力を借りることが最も望ましいことに思ひますので、そういう意味から、これは一日も早くといひますか、緊急性をここに認めておるつもりでございます。

○近藤信一君 今回の改正が不況要件の撤廃にあることはよくわかります。それを、商工組合の性格変更ということもこれまたわかるのです。そうなる

と、実は団体法の基本的性格に大きな

変革を来たすことになるのではないかと  
いうふうにも思われるわけなんです。  
す。今までは商工組合は単に不況克服  
という消極的な役割しか持っていな  
かったのです。今後は事業の改善発達  
も積極的にはかるといふところに、こ  
の組織というものはなるわけです。こ  
れが大きな変化であると思ひます  
が、そのような改正によつて、今後は  
商工組合が中小企業組織の中心に  
なつて、協同組合の性格が従属的な  
なりやうした形のものになるように思  
われるのですが、その点はいかがです  
か。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま御  
指摘のありました点が、実は根本の問  
題であると思ひます。この問題につ  
いては是非の議論が十分なされない  
前進がなかなか困難ではないかと思  
ひますが、御承知のように、経済界の  
り方といたしまして、いろいろの見方  
がございますが、普通の状況のもとに  
おいて、組合強化、団体で片づけると  
いうような事柄について、今まではむ  
しろ避けるような方向のものがしばし  
ば出てきたと思ひます。たとえば輸出  
取引法の改正等におきましても、規制  
というか、団体規制ということにつ  
いては、非常に疑義が持たれたといふこ  
とのように思ひます。だがこの弱いの  
のあるいは小さなもの、これを今後片  
づけていくといふか、といふ場合に、  
一方で過当競争を排除し、業界の  
自肅自制による発達といふか、そうい  
うことをはかるためには、ある程度の  
団体的行動、これが必要なんじゃない  
か、ここに私は新しい行き方があるの  
じゃないかと実は思ひます。もちろん  
中小企業の方々がそれぞれりつぱな分

野を持ち、そしてそれぞれみずからの  
力で開拓していくことができればけ  
こつてあります。この中小企業の基  
本法を作り出す場合でも必ず問題に  
なりまふのは、大企業と中小企業との  
分野の調整の問題であるといふかあるいは  
中小企業者相互間の協力態勢をいかに  
するかといふ問題が、これは大きな基  
本的な問題でございます。そういうこ  
とを考へて参ります。今までのい  
る自由競争的な立場だけで考へてきた  
その考へ方も、ある程度修正せざるを  
得ないのではないかと思ひます。もち  
ろん私もただいま私的独占禁止法を  
全面的に改正するといふ気持は毛頭ご  
ざいせんが、毛頭ございせんけれ  
ども、今独禁法についての可否の議論  
が出ておる一面、独禁法を十分働かし  
て消費者の利益をはかるといふかと思  
はうと、一面においては企業者の立場で  
考へて独禁法を改正しろといふやうな  
議論が一部出ておる。そこらに新しい  
経済界に対応する組織を考へざるを得  
ない、その動きもあること。私かよう  
に申しますと、佐藤は独禁法改正論者  
じゃないかといふお話が出ております  
から誤解のないやうに願ひますが、私  
はただいま独禁法を改正するとい  
ふやうな気持は毛頭ございせんけれ  
ども、そういう議論が起つておる基  
盤をなすものは、経済の活動形態が最  
近は変わつてきておる、その変わつて  
おるものに対する一つの対策が必要  
なんじゃないかといふことございま  
す。だから団体法ができました際に  
おいては、おそらくこの不況要件、そ  
ういふ場合において団体が活動するとい  
うことが望ましい、こつていふ意見のほ  
うが世論としては指導的立場にあつた

ろうと思ひます。しかし中小企業自身  
が実際にやつてみて、そうしていろ  
ろの競争に当ふたりあるいは大企業  
なりあるいは他の産業と競争の立場に  
立つたときにどうも不十分である。不  
況要件といふものがあつては団体の形  
成も思ふやうにできないし、活動もに  
ぶつておる、こつていふことがないや  
うに望まれておりますが、これなぞは最  
近当面している経済情勢といふかある  
いは体系の変遷といふか、それに  
対応したいといふ、その気持の現われ  
と、かように私は考へる次第でござ  
います。

○近藤信一君 この団体法の立法の趣  
旨は、今大臣の言つておられましたよ  
うに、過当競争を抑制するといふこと  
ろに一つのねらいがあつたわけだ  
ね。しかし、この団体法は成立しまし  
てからもう数年になりますけれども、  
も、その後一向にこの過当競争とい  
ふものが抑制されておるとは私考へられ  
ないのですが、この点大臣はどうい  
ふに考へておられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大へん、私  
ちよつとほかのことを考へておしまし  
て、近藤さんのお尋ねを聞き漏らした  
んですが、大へん失礼ですが、もう一  
度お願いいたします。

○近藤信一君 この立法の趣旨といふ  
ものは、いわゆる過当競争を抑制する  
といふことに大きなウエイトがあつた  
わけなんです、この団体法が成立しまし  
て今日までもう数年たつわけなんです。  
かし一向に過当競争といふものが抑制  
されておるとは私は考へないのです。  
今日私は不況要件といふものがなく  
なつて、組織が急速にふえて、そして  
この過当競争がなくなるというふう

は、そう簡単には私は考へられないと  
思ふのですが、この点大臣はどのやう  
に思われますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま御  
指摘のとおり、おそらく過去の場合に  
は消費者、需要者の立場といふものが  
非常に強く保護すべき対象として出  
てきたと、かように実は思ひます。そ  
ういふ意味から申すと、この業界の活  
動についての扱ひ方は、むしろ消極的  
立法だといふか不都合が生じた、こ  
ういふ場合においてこれに対する処置を  
とる、それが同時に消費者に対しても  
利益、双方利益する、その限度に実は  
とめていたのが法律の考へ方じゃない  
かと思ひます。そういう消極的な考へ  
方だと、先ほどもちよつと触れました  
やうに、団体の形成が非常におくれ  
るのです。どうも積極性がない。そこ  
で今日までせつかつありました団体法  
としては十分の団体の結成ができた  
と思ひませんし、またその活動状況自身  
も非常に消極的な場合を限定されてお  
りますために、積極性がない。だから  
どうも団体を作るほどのこともない  
じゃないか、こつていふやうな気持が多  
分にあつたと思ひます。最近消費者  
の保護の問題、これはもちろん私も  
軽視するつもりはございせんが、や  
はり消費者も中小企業者も同じやうな  
立場において、ここに中小企業が健全  
であれば、その健全性のもとにおいて  
消費者の利益は保護できる、こつてい  
ふ観点に立てば、やはり中小企業者を健  
全に育成強化していく、これが必要  
だ。そのためには非常な活動の範囲を  
消極的にしない、むしろ積極的な中小  
企業の保護育成、これに役立ち、その  
健全性を持つことによつて消費者の利

益と合体する、こつていふやうな方向が  
望ましい、こつていふのが今回御審議を  
いただいておる骨子に実はなるわけ  
でございます。この点を先ほど申しま  
したやうに、かように考へて参ります  
と、中小企業基本法ができた場合に  
に、必ずそつていふ線に落ちつくもの  
だと、だから中小企業基本法が将来で  
きましても、これは手戻りにならなくて  
済むことだ、かように実は思つており  
ます。

○近藤信一君 大臣は商工会といふ組  
織を中小企業の団体であるといふやう  
に思つておられますかどうか。それか  
ら、団体組織法の団体ではないにいた  
しまして、中小企業の団体であるか  
らには、これを中小企業団体法の中  
に入れないのはちよつと変じゃないか  
といふやうに思ひますが、この点はどう  
ですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 商工会を作  
りました場合に、これは私どもの見方  
は、いわゆる中小企業のうちの小規模  
業者の地域団体、こつていふ実は見方を  
いたしておりました。で、これもやは  
り重ねて申し上げますが、中小企業法  
のむずかしさは実はここにあつたので  
して、中小企業といふものの定義をい  
たします場合に一体どうなるのか。い  
わゆる商工会を形成させおりますやうな  
商業者も、やはり中小企業としての基  
本法としての対象にしないやうならな  
いのか。そうしてこつて、これは  
は簡単な形で概念をきめることは非常  
に困難だ、実はかように思ひわけであ  
ります。で、今までの業界そのものを  
らんになりまして、下請産業など  
と、これはもう大企業、親会社、  
いや、もとの会社が協力工場としての

めんどうを見る、これは形で今まで出てきたと思ひますけれども、いわゆる商業者は独立したものであり、そしてその拡大方向がなかなか困難だ。また過去においては非常に——まあ数十年前のことになりますけれども、問屋なるものがめんどうを見ていた。しかし、もうたゞいま問屋というような組織もございせんので、商業の面では非常にむずかしい存在に実はなっております。しかししんどん、形の整ったものもさることながら、形の整わないものの日常生活を確保させる、こういうことがやはり今後の一つの問題になるわけですから、たゞいま一応商工会で形を整えておりますけれども、まだまだその点が内容が十分でない、かように思っております。

○近藤信一君 商工会や商工組合や協同組合のような中小企業の諸団体の通則法としての中小企業団体組織法にすることが適当でないかと思うのです、この点大臣はどうお考えでしようか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ちよつとこれはだゞ技術的なことになりますので、中小企業庁長官からお答えいたします。

○政府委員(大堀弘君) 商工会は、先ほど大臣から申し上げましたように、小規模事業者が中心でありまして、しかも地域団体として設置する。したがって、どちからかという商工會議所のない地域に設置する、こういう体系になっておりますが、団体法及び協同組合法は主として業種別に同業者が集まって、その同業者間の事業活動をやつていく、こういう体系になっておりますので、別の体系で従来まで運営

されて参つたわけでありまして。

○近藤信一君 団体組織法はその名前から見ても、中小企業団体の通則法のように、実は商工組合のことを規定しているだけでありまして、したがって、今回のように商工組合の性格を変えるような改正をした際に、名称を商工組合としたほうがよかつたのではないかと。そうしてもし団体組織法の名前を残したいならば通則法の形にすべきではなかつたかと、こういうふうにも考えられるのですが、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 基本的には問題があるかと思ひますけれども、現在の団体法は商工組合の規定が中心になっておりますが、協同組合法を包摂した書き方になって、協同組合のことは別の法律で定めるところとしてでしてありますので、団体法の名前は、やはり商工組合とするよりも、現在のままの協同組合法を包摂した形の団体法という、そのまゝの形に実はいたしておるのであります。

○近藤信一君 いずれにいたしましても、この中小企業には多くの法律がございまして、たくさんあると思うのです。もう毎年々々改正で、この委員会でもやるように、数えきれないほどあるわけですから、ことに組合についてはいろいろの法律があつて、非常にわかりにくい点もたくさんあるわけなんです。その複雑さをさらに複雑にしているのは団体法であると思うのです。大臣でもおそろく間違えられることが多いのじやないかと思うのですが、だから組織に関する法律は大いに組織し直さなければならぬまいと、こういうふうに思ふわけなんです、これは基本法案の

ときにいろいろとまた関連法律案がたつきんございするから、これによる手直しをしなければならぬと、まあ私は思ふのですが、大臣はその点どういうふうにお考えおられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどの近藤さんのお尋ねはそこにあつたのだらうと思ひますが、中小企業基本法ができたときに、中小企業の組織法が要るだらう、組織法の一つに団体法なりあるじやないか、それは一体どうするのうか、こういうふうなお氣持だつたのだらうと思ひます。ここに一つのポイントがあるわけでございます。だんだん同つておりました社会党の中小企業基本法の取り扱ひ方は、この組織法についてだゞ御検討の結果一案を持つておられるやに実は拝察しております。

別なまあスパイをかけたわけじやございせんが、そういうふうに向ひますが、これはまあ確かにここが一つのポイントだと思ひます。ポイントだと思ひますのでございしますが、まあ今日までありますいろいろな法律、これらの整理統合はおそらく可能だらう、かように実は思ひます。で、基本法ができた場合には、全然新しい組織法を考へるという飛躍的なことがはたして可能か、これはちよつと問題があると思ひますが、そういう意味の検討はしなければならぬと思ひますけれども、しかし基本法を作る以上、その組織についての体系を整へるという御要望はまさしくそのとおりだと思ひますので、私は今日あります団体法なり、協同組合法なり、あるいは環境衛生組合など等を見ましても、別に基本法の組織に抵触するものとは、かように考えま

せん。考えませんが、しかし、少なくとももう一度検討してみる必要はありましようし、幾つもの法律を作ることも見安くすることが望ましい、これはもう御指摘のとおりだと思ひますので、そういう意味の検討はさらに私どもしてみたい、かように考えております。

○近藤信一君 本法の提案理由によりまして、中小企業の組織制度として、協同組合、商工組合があるといつております。広く中小企業の組織体であるいは団体としては、この中小企業団体の組織に関する法律に規定している協同組合、商工組合のほかに、環境衛生同業組合、これは床屋さん、旅館組合等入つておるわけですね。商工会等があげられると思う。このような中小企業の団体は何種類現在あるのか。この点。

○政府委員(大堀弘君) 地域団体といつたしましては商工會議所、それから商工会、これは二つであらうと思ひます。商工組合、協同組合、この体系に類似したものといつたしましては、先ほど先生の御指摘のありました環境衛生同業組合、酒造組合、あと小型船舶の關係に特殊な組合ができておりますが、大体まあそういう、大体以上の程度だと思ひます。多少小さなものが漏れておるかと思ひますが。

○近藤信一君 団体組織法は名前は団体の組織に関する法律となつております。実は商工組合に関する法律で協同組合は別に中小企業協同組合法という規定があるわけなんです。で、団体組織法を改正するからには、こういう協同組合を取り込んだ形にすべきだと思ひますが、さしあたりこの法律

でいう中小企業団体の組織状況というものは一体どうなつてゐるか御説明を願ひます。

○政府委員(大堀弘君) たゞいまの御質問につきましては、ちよつとお手元に一枚刷りの資料を配付してございまして、それにつきまして概略御説明申し上げます。

商工組合の現況という一枚刷りの紙。この表をごらんいただきますと、一番左側の中心になつておりますのが、縦に業種別に割つてございまして、最初の欄に昨年の十一月三十日現在における商工組合の数が出ておるまして、一番下の欄に合計六百八十、連合会を入れますと六百八十。業種別にござんたいだきますと、製造業が五百六十一、製造業以外が百十九でございまして。製造業の中では繊維関係が一番多く二百九十八、そのほかまあ紙製品、食料品関係、窯業、機械器具、金属、こういったものが割合多数になつております。非製造業では卸売業が四十、小売業が六十九というところに相なつておりますが、これは先ほどございましてように調整事業を目的とした組合でございまして、調整事業を実施しております組合がその中でどうなつておるかということが次の欄に書いてございまして、六百八十のうちで調整事業をやつておりますものが六百三で八八・六%でございまして。未実施のものがその次に七十七で一一・四%、こういうことでございまして、調整事業はどういう調整事業をやつておるかというところがその次の欄に包括して書いてございまして、品質の制限これが百三十四、生産数量の制限をやつておりますものが百三十九、出荷引渡数量の制

限措置をやっておりますのが百五十六、購買数量制限をやっておりますのが三十、販売方法の制限をやっておりますのが三百八、購買方法の制限をやっておりますのが四十五、生産設備の制限をやっておりますのが四百三、販売価格の制限をやっておりますのが八十三、こういう状況に相なっておりますのでございます。調整事業を実施しております組合が七十七ございますが、これは目下準備中のものあるは一時中止になっておるものも若干ございますが、そういった状況でございます。

それからなお、右の上のほうに事業活動規制命令、いわゆるアウトサイダー命令を発動しておりますものがございまして、発動業種は全部で三十七業種ございまして、そこに発動業種の内容が書いてございまして省略させていただきますが、命令の数としては四十六出ておるわけでございます。

なお、商工組合結成状況というのがその下にございまして、三十四年の三月に合計で四百三ありましたが、その次の三十五年、一年間で五百五十になり、その次の年は六百四十八になり、昨年の十一月末で六百八十という状況でございます。

なお、商工組合の地区別の規模につきまして、今度の改正案法で、都道府県を原則といたしておりますので、その点から見ますと、現在でございまして組合の中で、都道府県未満の地区になっておりますものが九十ございまして、都道府県一円の地区のものが四百三十、二府県以上のものが六十一、全国地区のものが九十九、こういう状況でございます。一割五分くらい県単位になっていないものが

ございます。これは経過措置で承認をすることに相なっております次第でございます。

ついでをもちまして、ちょっと簡単に協同組合のことにつきましてはこちらにございせんが、概数を申し上げますと、協同組合は三十六年の九月末現在におきまして、事業協同組合が二万九百五十九、事業協同小組合が二十三、信用組合が四百六十四、火災協同組合が三十四、協同組合連合会が三百七十六、企業組合が五千二百二十五、合計で協同組合の総計は二万六千九百八十一、これは昨年九月の数字でございますが、協同組合のほうは非常に数としては多いわけでございます。商工組合のほうは設立についての不況要件その他不況克服のための目的だけに止られておりますために、非常に設立状況は全体としては必ずしもはかばかしくないというところがあるかと思えます。

小林英三君 ちよっと今の関連なんですけれども、今の大堀長官がこの表によつて説明されましたね。これらの中で有名といいますか、活発に活動している商工組合ですね、その例をひとつあげてみていただけませんか。全国的に……

政府委員(大堀弘君) これはいずれも安定審議会の議を経まして調整事業の認可を受ける、あるいは必要な場合は操短、自主規制をやっておりますが……

小林英三君 いや、私が言うのは、名前を上げて下さい。たとえば、こういう業界ではこういうふうなりつばな商工組合がある、そうしてこれがこういうふうな活動をしている。簡単に

けつこうですから、ただ漠然とこういうのを開きましたけれども、全国的にどういふふうなそれが活動しているか、例を上げてひとつ……

政府委員(大堀弘君) 主としてこの右ほうの欄に書いてございまして、綿スフ織物の関係あるいは絹人絹織物、毛織物、メリヤス関係、丸編メリヤス、こういったあたりは組合として非常に活発に、しかも統制もかなり同業界の歩調もそろつて活発に動いておると考えられます。雑貨におきましても、マッチ関係、合板関係、それから自転車のベル、ミカンカン詰こういったものでございまして、やはり輸出関係の調整行為というのが一番活発に動いております。

小林英三君 私が御質問申し上げておりますのは、今長官が説明されたのは今の印刷物でわかつておりますし、私が申し上げておるのは、たとえば、自転車関係でどういふものがあるとか、それから絹織物等、どういふふうな現実の組合があるかということですから、名前です。実際にやつておりますか。

政府委員(大堀弘君) ただいま資料を整備しておりますので、整えまして御提出申し上げたいと思ひますが、具体的にたゞいま申し上げましたようなものが非常に統制も整然と行なわれております。私も活発に動いておると思つておる次第でございます。

近藤信一君 中小企業者はいずれかの組合に加入しておると思ひますが、業者は平均幾らぐらいの組合に加入しておるかどうか、それから全然組合に入っていない業者も相当いると思ひます。この未組織の組合員数は一体現在

の推定としてどのぐらいの数になるかどうか、この点おわかりであつたらば、おしやうございましたかと思ひます。

政府委員(大堀弘君) 商工組合としましては、組織率はわれわれとして六%とみております。これは非常に低いわけでございますが、全体の業界の内容からいいますと、協同組合の場合は製造業におきまして四二%、商業につきましては二五%程度、こういった状況でございます。協同組合はかなり広くできておりますが、商工組合につきましては率としては少ないわけでございます。

近藤信一君 製造業によりまして四二%は、これは未組織ですか。

政府委員(大堀弘君) 組織率でございます。未組織は五八%ぐらい、半分以上は組織していないわけでございます。

近藤信一君 そうすると、商業関係では未組織は七五%以上あるという状況にあるわけですが、これらについて何か働きかけが何かやつておられますか。

政府委員(大堀弘君) 現在中小企業団体中央会がございまして、これが政府の補助を受けまして、これが組織化について指導に当たつておるわけでございますが、私もあるいは各通産局、都道府県を通じてできるだけ組織化するようにはいたしておりますが、商業関係等は法律によりません。いづゆる同業者的な組合というのがかなりたくさんにできておりますが、この法律制度にのらない任意の団体としてのものが相当多数あるように考えられます。われわれとしてはできるだけこれ

はやはり成規の法律にのつた組織にのせていくのがよろしいと考えまして、その意味で制度のりやすい制度にしたいという、われわれ気持を持っております。

近藤信一君 先ほどいただいた表を見ますと、その中で商工組合の金融業が一つあるわけですね。一番下に金融業とあるのですが、一体金融業が商工組合を作つておるというのはどういふふうな金融業があるのか、この点お知らせ願ひたいと思ひます。

政府委員(大堀弘君) これは質屋の組合でございます。

近藤信一君 質屋。そうすると、これは質屋でも、いわゆる私営とそれから市営と、いふふうにありますか、質屋で、どこで質屋の金融業が商工組合を作つておるか、この点おわかりであれば、またそういうものができるのかどうか。

政府委員(大堀弘君) 民間の質屋でございます。全体的になつております。

近藤信一君 そうすると、この質屋の金融業というのは全国のものか、全国質屋組合とかなんとかいう。

政府委員(大堀弘君) 全国地域になつておるものとございまして……

近藤信一君 一体幾らぐらい加入しているのですか。

政府委員(大堀弘君) ただいまちょっと手元に数字はございませんので調べましてお答え申し上げます。

近藤信一君 これは設備工事業というのがありますね、七つできていますのうが、設備工事業というのはどういふ業種を指しているのですか。



ますのは電気工事業でございます。

○近藤信一君 商店街組合というのは不況要件がないと思われれるので作れないと思うが、設立認可されなかったのか、認可の申請があつても認可されなかったのか、あるいは全然認可の申請が今までになかったのかどうか、この点御答弁願ひます。

○政府委員(大堀弘君) 今日まで申請がなかったわけでございます。

○近藤信一君 全国的にこの商店街組合というものは今まで一つも申請がなされなかったのですか。

○政府委員(大堀弘君) 商工組合としては申請がなかったわけでございます。これはおそろしく不況要件が設立についての条件になっておりますから、商店街組合が不況要件によって調整行為をするという実体的な必要が生じなかつたといふ事か、そういう条件がそろわなかつたのではないかと思ひます。協同組合につきましてもはかり設立されておるうちに考へます。

○近藤信一君 まあ商店街組合が不況要件というものがなかったのでこの商工組合の認可申請というものがなかつたわけですが、今、商店街の組合は単独立法ひとつで作つてくれというふうな陳情も相当あるわけなんですね。そういう点も考へられまして、今度のこの不況要件の問題の廃止というふうなこともあなたのほうでは考へられて、将来、商店街組合というものを商工組合を作る認可申請をされて設立に努力される、こういうことをあなたのほうとしても促進されるような考へはあるのかどうか。

○政府委員(大堀弘君) 今回の団体法案の改正の内容から参りますと、調査

研究、あるいは情報活動、そういった

日常の活動のほかは合理化カルテルも

結成できる。これでございますと、たとえば、開店時間、閉店時間の協定とか、そういったこともできますが、今度の制度によりますれば、相当設立についての不況要件もございませぬし、商店街組合がこれをかりに利用しよう

とすれば相当利用できるのじゃないか、かように考へておるわけでございますが、ただ商店街法の問題につきま

しては、私も、実は、特殊な名称でも認めるようにしようかどうかという検討もいたしましたけれども、今回の改正案にはその点は除きまして、一般の団体法として、利用される限りは利用していただくという趣旨にいたした次第でございます。商店街としての問題についての取り扱いについては今後さらに検討を続けたいと思つております。

○近藤信一君 今度の法改正で商店街組合が商工組合を作ることができるようになるわけですが、この場合、一体、調整事業というふうなものは何をやるのか。この点どうですか。

○政府委員(大堀弘君) 商店街の場合に予想されますことは、開店、閉店時間の協定、あるいは日曜、休日の協定とか、あるいは、割賦販売といふ事か、月賦制度を共同でやるとか、ないしは配達を共同でやるについての協定、そういったようなことが当面考へられると思つてございませぬ。

○近藤信一君 商店街の組合の調整事業というものは私は非常にむずかしいのじゃないかと思つたのです。たとえば、すぐ隣の店と向こうの店とで小売

値段がまちまちであるというふうなこ

ともあるわけなんです。これは過当競争が激しいからやばりというふうになるのですが、そういう小売値段の面についての調整というふうなことも将来考へておられるのですか。

○政府委員(大堀弘君) 商店街組合としましては、各種多様な業種が地域的に集まつておるわけでございますから、価格面においては協定というふうなことはなかなかこれは実行できないと思ひます。むしろ先ほど申し上げましたように、やはり営業時間とか、休日とか、それから配達方法とか、あるいはアーケードを作るなり、街路灯を作るなり、広告宣伝の面の共同化と

いふような方向はあるかと思ひます。価格の面は私もあまりこれによつて行なわれるとは思つておらないわけでございます。

○近藤信一君 商店街組合で非常に売り出しなんかにおいても、それぞれいろいろな激しい競争をされるわけですね。そういうことなんかどうですか、それらの調整……。

○政府委員(大堀弘君) あつてはそういう意味の共同行為の面はできようかと思つたわけですが、宣伝、広告、そういったものを共同でやるというふうな形で進めていくという事は今後これによつてできると思ひます。その点は現在の協同組合におきましてもやつておるわけでございます。特に新しい点にはならぬかと思つております。

○近藤信一君 現在、商工組合はこの表によりまして六百八十ございませぬ。このうち団体組織法ができたので調整組合から移行したものが何組合あつたのか、協同組合が改組したものが

何組合あつたか、全く新しく設立された組合は何組合あつたか、この数字をもう少しお知らせ願ひたいと思つたのです。

○政府委員(大堀弘君) ただいまの点は、資料を整へまして差し上げるようにいたしたいと思ひます。

○近藤信一君 じゃ、この資料を一つ……。

○上原正吉君 関連質問。今度の団体法を改正しますと、中小企業等協同組合と内容がだいぶ似てくると思つてく

です。事業までやるようになってくる。そうすると、大部分の目的が重複してくるのじゃないかと思つたのです。が、両方ともどうしても組合法として必要ですか。

○政府委員(大堀弘君) 指摘のとおり、今度の改正法によりますれば、商工組合の活動が不況のための調整事業、不況対策としての調整事業の以外に、合理化カルテルそれから情報調査活動ができませんと同時に、これは前からありましたが、共同事業もできるわけでありました。ただ違ひます点は、やはり現在の協同組合の中にはほとんど同志的な結合で二十人、三十人寄つて共同事業をやる、共同の加工施設を作ると

か、運搬施設を作るとか、そういった狭い範囲においての同志的な結合によつて共同事業がされるケースが非常に多いわけでございます。そういった意味において、やはり協同組合というものが必要じゃないか。商工組合というものはやはり全体の同業者を包摂した広い範囲において同業組合的な活動をしてゐる。したがつてあわせて共同施設もできますが、また同じような仕事もできるわけでございますけれども

も、やはり協同組合がわれわれとして将来も必要ではないかと現在においても考へておるわけでございます。

○近藤信一君 じゃ、先ほどの資料を次の委員会までにひとつ出していただきたいと思ひます。

それから、商工組合は不況になつた業界が不況を切り抜けるために作るものでございませぬ。調整事業を実施して十分な効果が今までにあげられたというふうには長官は考へておられますか、この点いかがですか。

○政府委員(大堀弘君) 先ほど申しましたように、全般としてはまだ業界の範囲が狭いと思つておられますが、現在調整行為をやりましたものについて、やはり相当成果をあげてゐると思ひます。これは、一応私もいろいろ実態調査もしておりますが、アンケートをとつていろいろ調べてみまして、販売価格の変動が非常に少なくなつたものが四九%ぐらい、まあ半分ぐらいござい

ますが、乱売がなくなつたという程度のもものが四四%、これは仮の数字でございますが、大体の数字でございませぬ。それから品質が向上したと考へるものが四〇%、生産過剰や滞貨がなくなつたというものが三三%、販売がこれによつて上昇したというものが三%。これは二百八十七組合について調査いたしました結果でございますが、まあやはり調整事業をやつておりますものについては相当その部面については効果を上げておるよう考へております。

○近藤信一君 調整事業の効果が上がつて不況のおそれがなくなつたときには調整事業をやめることになつてお

ります。商工組合が自発的にやめた事例というものは、または公正取引委員会等からやめられたりとかという申し入れを受けたような事例というものがあるかどうかが、この点お答え願います。

正したら赤字が大体解消できるんじゃないかという半べらのこの資料をいただいているんですが、この程度のことでは……もつと詳しい資料をいただかぬと、事業内容でですね。やはり私はこの会社が健全な発達をしてもいいために、いろいろ質問したいのについて、いささか資料が投げやりで、川島さん式かもしれぬが、こういうことでは、とうてい審議の対象にならぬと思うんですが、いかがですか。

三十三年度が損失額三千四百六十万六千円、三十四年度が五千六百三十一万円でございます。三十五年度が五千八百八十七万七千円、三十六事業年度は目下進行中でありまして、見込みといまして四千九百四十五万七千円でありまして。

ていとう思うのですが、なかなかこの程度の改正で、はたして所期の目的が達し得るか、まあ日本は資源がないというふうなことで、ほとんど原材料を外国に依存し、あまりにも国内の地下資源の開発に熱意が足らぬ。そして非鉄金属なんかでも、二、三日前の新聞でも、国内の非鉄金属の探鉱活動をやらすに、むしろ海外地下資源開発株式会社というものを作って、そして海外から原鉱石を入れて大きなタンカーで運んで来てどこかに入れてやるという傾向が非常に強いので残念に思うんですが、それもまあ必要でしょうが、私は、やっぱり北海道だけに限るといことが、冬季寒冷雪積で、探鉱活動が不十分である地域、みなそうではない、しかも石油は除外してあるというように、はたしてこの区域を拡大し、北海道以外の地域の受注探鉱と、北海道内外における地質調査事業だけで済まして三十六年度は黒字になるような計画だかと思う。それが五千万近い赤字が出ているというふうなことから、はたしてこれで収支がペイするようになって——私はこういうものに収支のペイすることをあまり期待すること自体が問題だと思ふんですが、その確たる見通しはどうですか、三十六年度の。私たちがいたたいっているのは黒字になって、単年度でそれがたまたまの御説明では四千九百幾らですか、赤字になって、この程度の改正でやれるかどうか、その点についてお伺いしたい。

ては、北海道開発審議会から、お説のように北海道の中には非常な地下資源がまだ眠っている、したがって民間の業者各位は経済的にもそういうものをみずから掘る力が非常に弱い、したがって政府は十分なる近代化的な機械やあるいは高度の技術を持った技術者が、こういうものは国自体がそういう組織を持つて、そして大いに開発しろというところで、三十三年にお説のように発足したしたのでございますが、その当時はまだ北海道の道内におきましても探鉱事業というもののに対する相当活発な動きがあったわけでございます。ところが、御承知のようにスタートいたしました、次々と様子が変わって参りまして、特に石炭産業等におきましては非常な工合の悪い状態になってきた。したがって、これらのものに関する受託の探鉱事業というものが、私どもが当初設立当時考えておいたような状態では伸びてこなかったという点が非常にあるわけでございます。ところが、会社それ自体といたしましては、たまたまお説がございましたように、優秀な技術者といふのは近代化的な機械といふものを早く整備して、そうしてこれらの要望にこたえなければならぬというふうな状態からいたしまして、技術者等におきましてもたまたまのところで約百十八名ばかりおられるわけでございます。特に大学の出身者等も三十一名ほどございまして、また、旧高等工業の専門家も三十名程度ございまして、そういうふうな技術者等も急遽に整備をいたしましたわけでございます。ところが、何せ会社がスタートしたばかりでございますので、これらの技術者が真に自分の技術を発揮するまで十

〇近藤信一君　そこで、卸売業、小売業における調整事業の例も相当あるようだが、この調整事業の内容を具体的に示しを願いたいと思います。それから金融業で、先ほどお尋ねしました販売方法というふうな制限を実施しているのは、これはどんな組合で——金融で質屋の商工組合だということございしますが、これはどういうふうなことをやっておるのか。この点を一点お聞きしたいまして、私きょうの質問を終わりました、また後日の委員会であとは詳しくお尋ねいたします。

〇政府委員(大堀弘君)　今まではその例はございせん。

〇中田吉雄君　赤です。つけ加えて申し上げますと、償却前の赤字はどうか。今まで申し上げましたのは償却後のやつでございますが、一億四千二百八十八万三千円のうち、五千五百三十八万四千円を償却を行なっておりますので、償却を除外しました赤字といましては、三十五年度まで一億四千二百八十八万三千円というところが八千七百四十一万九千円ということになっております。これはまあよけいなことでありますが、ちよつとつけ加えて申し上げます。

〇中田吉雄君　たしか行管のほうの長官をしておられたと思いますが、そういう点では、この赤字というものは、東北開発ですか、今問題になっておるようなことは万々なからうと思ふんですが、その点はいかがですか。

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇政府委員(大堀弘君)　概要といたしましては、この表に書いてございまして、内容につきましては資料を添えまして差し出すようにいたしたいと思ひます。

〇中田吉雄君　私は実は若干の関心を持って、昨年度の事業計画、資金計画、収支予算対照表というものは持っているんです。これなら、一体どこから赤字が出て、問題の所在はどこかというところは、少しはわかるんですが、これは昨年度の設立以来の年次別の内容なんでも、もう少し新しいのを至急に……私は、この構想がもっと充実して発展してもらいたいという希望を持って質問したいと思ふんですが、この提案理由の説明に、三十五年度末には設立以来の累積赤字が一億四千二百万できた、こういうふうにあります。年次別の赤字、そして三十五年度末とありますが、三十六年度単年度ではどうなっておるのか、そういう点を少し御説明をいただきたい。

〇政府委員(木村三男君)　三十三年から三十六年までの各年別の損益を申し上げます。

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　まず、資料ですがね。この提案理由及びその要旨、並びに昨日ですか、いただきました「設立の経緯と現況」、それからこういうふうに改

〇委員(武藤常介君)　次に、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

〇中田吉雄君　まず、資料ですがね。この提案理由及びその要旨、並びに昨日ですか、いただきました「設立の経緯と現況」、それからこういうふうに改

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出

〇中田吉雄君　北海道の鉱業関係の方の切な要望で、三十三年ですか、できたんですが、その当初の提案説明では、このような程度であれば大体収支は償うような提案理由の説明だったと思ふ。私は今回の改正で若干方向が出



分訓練されておられないというふうな点がございまして、やむを得ず他の技術的なエキスパートをよそから連れてきて、そして要望にこたえろというふうなことをやったわけでございます。そういうふうなことからいたしまして、相当そこに赤字の原因が出てきた。また機械のほうにいたしまして、こういう国策会社であるから十分な注文に応ずるような近代的な機械を急速に整備したわけでございまして、その機械の状況から申しまして、非常に浅く、たとえば百メートル程度まで掘る機械、あるいは千二百メートルぐらい深いところも掘れるような機械というふうな、あらゆる種類の機械を、ボーリング機械だけでも四十七台も実は整備したわけでございまして、そうして会社のほうは、当初のうちに相当受注もふえてくるだろう、発注も相当ふえてくるだろうというので、技術者のほうも機械のほうもそういうふうな整備をいたしたわけでございまして、一方、炭鉱のほうの非常な不況に伴いまして、当初の見込みが大へん狂ってきたというふうなことが、今お説にもあつたようなわけでございまして、

は、この会社といたしましては、地質調査を引き受けてやるというふうなわけには参らない、ただ機械だけ貸してやるのはよろしいというふうになつておるために、機械だけではどうもそういうものを借りてもうまいというふうな注文を側からもあまり御注文がいただけない、ひいては事業量が減ってくるというふうなことがあるわけでございまして、そこで、内地等におきまして、北海道以外の土地においても、もう少し区域を広めて、そして北海道以外の土地においてもやはり入札等によつて普通の契約をして、そして仕事をやっていきたいというふうな考え方を私も持っていて、将来の見通しを立ててみますと、ただいまのところ、私どももいたしましては、大体もこの法が改正されたような状況で仕事をやっていくならば、三十九年度においては大体その年間にはプラスになつていく、そしてただいまお話しをいたしましたように、今まで累積されておる赤字の一億四千万円というふうなものもおいおい返すことができて、おそらく昭和四十五年くらいまでにはそういう累積の赤字も償却していくことができて、そのうちに将来の事業計画を一度積み上げておるわけでございまして、当初、設立の当時と、ただいま申しましたような状況が相当変わつておることと、また設立されたときに会社が国策的な要望にこたえろというので、各方面のりっぱな機械あるいは技術者等も盛えたが、それほどの事業の御注文等もなかつたというふうな点が赤字が累積してきた一つの大きな原因である

うと思うわけでございます。

それから、先ほど御質問の東北振興のようないかというふうなお話もございまして、私ども、会社自身でも、一体その赤字をもっと詰めるような合理的な運営については遺漏がないかという点についても十分気がつけて見ておるわけでございまして、必ずしも十分合理的であつたとはばかりは言い切れない点も実はあるわけでございまして、それは当初技術等も非常にふなれてあつたために、お引き受けいたしました事業についてもその箇所ごとに赤字ができた、つまり技術的に非常に拙劣であつたために赤字が出たというふうな点も確かにあつたわけでございまして、しかし、会社はあくまで国策的な建前をとつておりますので、そういう失敗も完全にもう一度やり直して、そして発注者の要望にこたえろというふうな態度をとつてきたために、赤字は生まれましかつても、なるほどこの会社はよくやってくれる会社だというふうな点では、いささか信用を得たような点もあるわけでございまして、

以上申しましたようなことで、私どもとしては、今後、法がもし改正される際においては、ただいま御指摘のありましたような点は逐次解消いたしまして、そして本来の北海道地下資源開発株式会社としての使命を達成しているという見通しを立てておるような次第でございまして、御了承をいたしたいと思つたわけでございまして、

○中田吉雄君 いろいろ御説明を受けましたが、この主要株主並びに探鉱活動を発注する会社の一覧表を見まして、まあ石炭が非常に多いんじゃない

かと思つたのです。そういう点では、こういう石炭事情ですから、エネルギー革命の転換期で、なかなか問題が多いと思う。

それで、この法律の第三条ですね、発行済株式の総数の二分の一以上を政府は持つておらなければならぬとあるのですが、ほとんど政府持ちで、案外関係業者の協力というものが、ないんじゃないですか、この点はどうですか。

○説明員(熊本政晴君) 三条には、ただいま御指摘のように記載されてあるわけでございしますが、ただいまのところの授権資本といたしましては、ちよと十億になつておまして、そしてそのうち九億が政府出資、一億が民間出資、こういうふうになつておりますが、ただいまのところは政府出資が七億、それから民間出資が一億で、ただいま八億という状態でございますが、なお、あと二億につきましては、三十六年度予算といたしまして一億、それから三十七年度の政府出資として一億が予定されておまして、今年度三十六年度分の一億は、大体事務的に近出すというふうなことになるわけでございまして、本年の年度末にはこれが九億になるようなことになるわけでございします。また一方、民間のほうの力の入れ方が足りないんじゃないかという点につきましては、私ども、また会社といたしましては、その点は北海道でも十分いろいろの会合に参りまして、努めて民間の方々の御発注をお願いするようにはしているようなわけでございします。

○中田吉雄君 ただいま御答弁のように七億対一億なんです。この法の第三条に規定したような国が二分の一以上

持つて、国の意思をはっきりするという点は杞憂にすぎぬことです。あまり協力がなければいけません。私、こういう株式参加でやるのはいかどかというところは問題だと思つたのですが、今度の改正で、主務大臣が認可すれば道外でもやれる。なるほど、冬の探鉱活動ができぬときに内地に出かせざるというふうなことで何とかやるというところがあるんじゃないんですか、時間もありませんのであまり申し上げませんが、な

るほど北海道は、提案理由の説明にもありましたが、全国の地域に比べて遅滞している北海道の地下資源の開発を急速にやるということも必要ですが、もう今日まで所期のとおりにかぬという点は、やはりこの名称を変えて、北海道という看板を展覧的に解消をして、もっと大規模な、日本全体を

対象に、主務大臣の認可なんかでなしにやるようなものにして、もっと財政にやうなもので十分つけてやってみぬことにはわからぬわけですから、私はそういうふうにするべきじゃないかと思うのですが、そういうことは問題になつていないのですか。どうも看板は北海道地下資源開発株式会社ということにして、酒作りが、農繁期には百姓をや

り、農閑期には灘のあたりに行くというふうなことで、ただ地下資源を開発して国家的要請にこたえろというためには、あまりにもさびしい対策じゃないかというふうなふうに思つたのですが、その辺はいかがですか。

○説明員(熊本政晴君) 私ども北海道開発庁といたしましては、まだまだ北海道内の地下資源というものは未開発の分野が非常に多いわけでございまして、どうしても、もう少し北海道地内

の開発資源の調査というふうなことも、もともとやっていきたいというふうな気持ちを、強く持っているわけでございます。しかし、今お話がございましたように、日本全体のことに就いて考えてみても、まだまだ日本全体の地下資源というものは、ほとんど未調査の分野が非常に多いわけでございますので、ただいまのようなお考え等につきましては、また新たな、別の、日本の全体的な考え方によってやはり一つの考え方を持たれていかなければならぬというふうには、また別に考えられるわけでございますが、ただいま北海道開発庁といたしましては、まだまだ北海道の資源開発というもののについての一番大事な地下資源の各種の探鉱事業は、もともと充実して、力をこれに集中していきたいというふうに考える次第でございます。

○中田吉雄君 私、そういうふうな名称を変えても、おくられている北海道のほうをなおざりにするというのではないのですが、北海道内外における地質調査事業というようなことでは、委託を受けてもそう大きな調査費が入るとも私は思えないし、なかなかその辺でいろいろ限界があると思うのです。私は、設立以来年々赤字が出てきて、三十六年は、当初の予定に反して赤字だという、ここにすでにやはり北海道地下資源開発株式会社の持つ宿命的なものがあるように思うのです。そして、やはり株式参加を認めてやるというふうな、そういうことでなしに、国のやはり問題としてもっとやるべきじゃないか。私、まあこれは石油の問題ともからんでやりたいと思うのですが、たとえば西ドイツ等では戦前にお

きましては、日本とあまり変わらねくらしいに、石油は大してなかった。この会社は石油は対象外ですがね。ところが戦後、第二次大戦後に、探鉱活動をやって、五百数十万、六百万トンくらいの国内で石油が出るというふうなことをもって見ても、私はやはり問題はそういうところにあるのじゃないかと、いうふうに思うわけですが、きょうは時間がありませんので……。ひとつも少し詳しく、こういうふうな北海道以外の地域における受注探鉱をやったり、内外の地質調査のやはりもう少し詳しく収支計算その他を知らしていただく、そして北海道のいろいろこれまでの地質調査等からして、どれぐらいな賦存が予想されるかというふうなこともお願いをいたしたいと思うわけがあります。次官がおられるから特に申し上げておきたいと思うのですが、私は昭和二十九年に中国に参りました。また社会党は中国のことを言うと言われるかもしれないが、そのときに広東から中国の北の果てに至るまで一色のポスターを張っているのです。それは若い青年男女がトランシットとボールを持って、青春を祖国に捧げようというので、あの広い中国の探鉱活動、地下資源を発見するという、そして青春を祖国にささげようというのがトランシットとボールを持った手で……。それほど探鉱活動を中国でもやっていると、このに比べると、まあ最近ガスでも石油でも、その他非鉄金属でも、いろいろ地質学者の調査では相当あるやに聞きますが、あまりにもこの構想では、私は小さいじゃないかというふうに思うわけでありまして。ひとつもう少し資料を詳しく——この半

ぺらではしろうとはわかりませんので——いただいてもう少しやってみたい。きょうはこれで終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

別に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局